

(附) 宮沢遺跡に関する文献上の検討

平川 南〔東北歴史資料館〕

1

宮沢遺跡の所在地は現在、古川市宮沢大字宮沢・川熊・長岡となっているが、この地が古川市に合併される以前は栗原郡宮沢村であった。

近世においては、仙台藩の『仙台御領内古城御書上記』(延宝年間〈1673～81〉)によれば、栗原郡の項に「小野村」「雨生沢村」が見える。小野村は遺跡の東、雨生沢村は西北に、それぞれ位置している。佐久間洞巖の『奥羽観蹟聞老志』巻8(享保4〈1719〉年)には、栗原郡は4部に分け、一迫、二迫、三迫とそれ以外に23村を栗原荘と称するという。そして、栗原郡の項に莊巖寺が見え、「在_二小林村_一山号_二虚空山_一玉造郡三町目之間也。」と記されている。この小林村は遺跡の西にある。さらに、田辺希文の『封内風土記』(明和9〈1772〉年)巻18上の栗原郡の項には、栗原郡を5区に分け、栗原荘は「十七邑」となっている。それは以下の「十七邑」である。

小林邑、桜目邑、沢田邑、宮沢邑、川熊邑、荒谷邑、長岡邑、小野邑、雨生沢邑、北宮沢清水沢邑、清滝邑、荻生田邑、西邑、高清水邑、富邑、中邑

これら17村は遺跡の所在する川熊村、宮沢村、長岡村を中心に、周囲に接する小林村、桜目村、沢田村、荒谷村、小野村、北宮沢村、雨生沢村、さらに荻生田村、清水沢村、清滝村も東北のきわめて近い位置に所在する。この他の4村は遺跡の東北方に位置し、現在の高清水町・瀬峰町に該当する地域である。したがって、宮沢遺跡のある近世の栗原荘は広大な栗原郡域の中でも、東南隅に位置する長岡丘陵沿いに東西に広がりをもち、西は江合川で玉造郡との境を分けられているきわめて限定された狭い地域と考えられる。

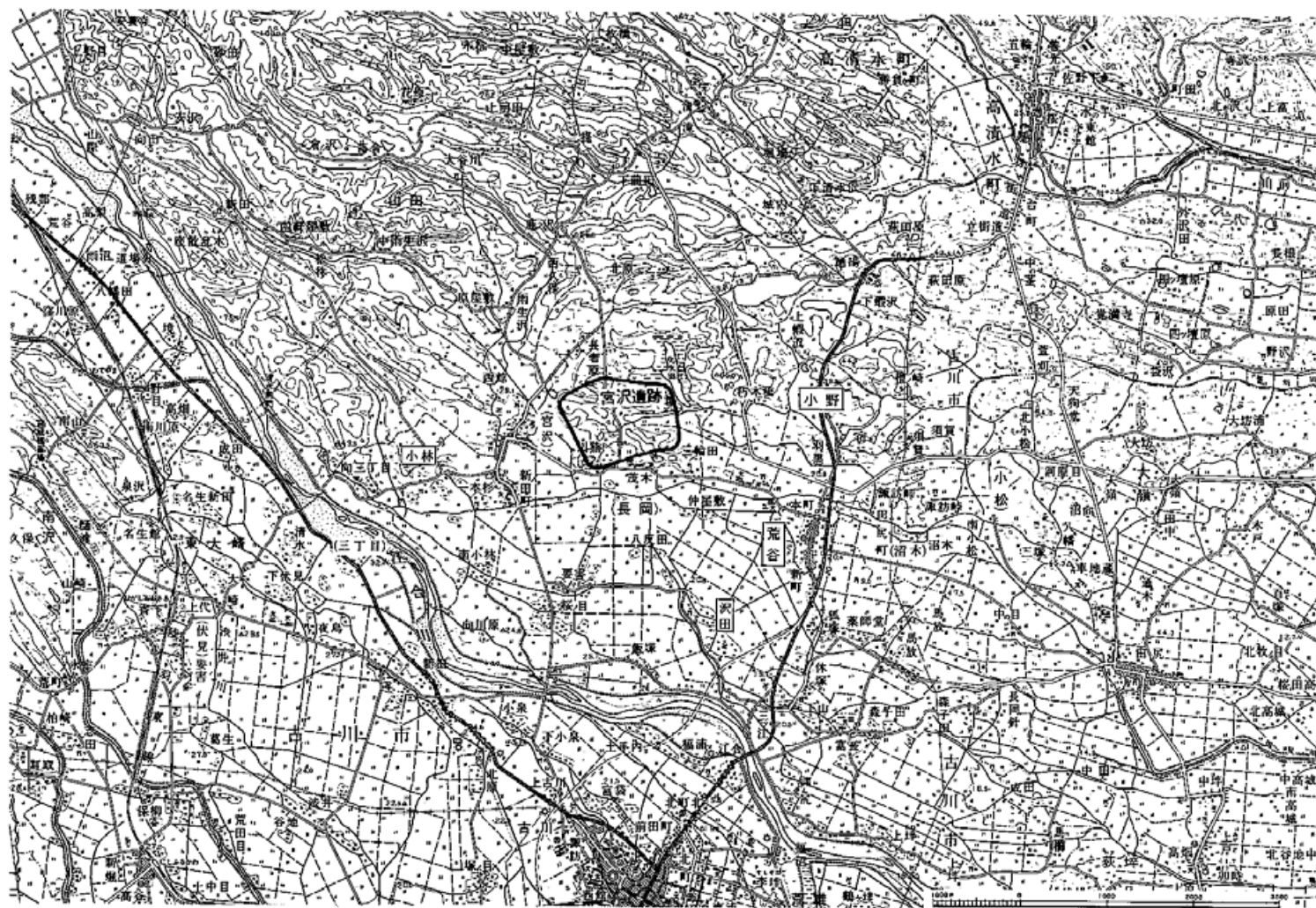
ところで、宮沢の地が栗原郡に併合されていることを示す現在知られる最も古い史料は次にあげる「伊達家記録抜書」(貞享2〈1685〉年4月14日江戸幕府の命により作成した書上)(『伊達政宗卿伝記史料』所収)の天正18(1590)年11月15日の項に、

(上略) 政宗者大崎領栗原郡宮沢之城に相働、彼地より名生に以使無別心旨申遣候ハ政宗宮沢之城に致近陣候處、城主岩崎讃岐義久及難儀、城内之者共身命可相扶候、(下略)と見えるものである。この「宮沢之城」については、前掲の『封内風土記』の宮沢村の項に、古壘一。伝云。古昔大崎家臣。岩崎讃岐義久所_レ居。今長沼五郎助致辰居_レ之。と見え、本遺跡とは直接関連ないとされている^{註(1)}。

次に、中世の史料を中心として、宮沢遺跡の該当郡を推定する手がかりを得ることとする。

『吾妻鏡』建暦元(1211)年4月2日条

陸奥国長岡郡小林新熊野社壇堂舎等者。当国守秀衡法師之時。為_二豊前介実俊奉行_一加_二造営_一。



(国土地理院発行1/50,000「吉川・前谷」を複製)

第117図 遺跡周辺の地形図

剽秀衡。元暦二年八月。以郡内荒野三十町奉寄之。文治五年八月。右大将家入御奥州之次。可止狼籍之由。被下御教書訖。其後畠山二郎重忠知行当郡之時。殊以崇敬之。
(下略)

「小林」は先述したとおり、遺跡のすぐ西に位置している。なお、この長岡郡とは別に、『吾妻鏡』には「葛岡郡」という郡名が見える。

○文治5 (1189) 年8月20日条

卯剋。二品令赴玉造郡給。則圍泰衡多加波々城給之處。泰衡兼去城逃亡。自残留郎從等束手帰降。此上者。出于葛岡郡赴平泉給。(下略)

○文治5年9月20日条

(上略) 畠山次郎重忠賜葛岡郡。是狹少之地也(下略)

○正治2 (1200) 年5月28日条

陸奥国葛岡郡新熊野社僧論坊領境。両方帶文書。望忽地頭畠山次郎重忠成敗。重忠辞云。当社雖在領内。秀衡管領之時。令致公家御祈祷。(下略)

○安貞元 (1227) 年3月27日条

晴。大進僧都寛基。陸奥葛岡郡小林新熊野礼拝領之間。殊興行社務者。是御祈祷賞云云。

この4つの記事から次のような点が明らかになるであろう。まず葛岡郡は畠山重忠の領地であるが、狹少の地である。また、陸奥国の玉造郡に近い位置にある。新熊野社は畠山氏の領地内にあり、安貞元年条には「陸奥葛岡郡小林新熊野社」とある。一方、さきの建暦元年条では、「長岡郡」は畠山重忠の領地であり、「陸奥国長岡郡小林新熊野社」とある。

したがって、古代末から中世初頭にかけて、『吾妻鏡』にみえる「葛岡郡」は長岡郡の誤写か一時的に改称したものかどうか決めかねるが、長岡郡の地を指していることは間違いなからう。^{註(2)。}

さらに降って、次の2史料に長岡郡関係の地名がみえる。

○斯波直持知行宛行状〔鬼柳文書〕

陸奥国長岡郡内小野郷事

右、所宛行也、守先例、可致沙汰之状如件

(1365年)

(斯波直持)

貞治四年八月十一日

左京大夫(花押)

和賀鬼柳常陸入道殿

○余目記録写〔岩手県水沢市小幡伸吾氏所蔵〕

一、口時吉良殿、畠山殿とり合也、吉良殿ハこま崎ニ控給ふ、畠山殿長岡郡沢田要害へ打入給ふ、大崎ハ近所也、大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地蔵堂山に陣を取給ふ之間こらへかねすてニ長世保升番神ニ築館給ふ(下略)

「余目記録写」は永正 11（1514）年に書かれたものだが、記載内容は奥州四管領の対立の一コマとして、吉良満家と畠山国詮の対決がくり返された際の大崎地方における両者の対陣を記したものである。

この他にも、金石文の資料として、栗駒町八所権現鰐口名には

(1462 年)

「寄附鰐ロー器於陸奥長岡郡荒谷郷安養寺時寛正三年壬午二月廿四日願主常德」とある。

以上の中世の資料から、長岡郡そのものの存続は 15 世紀半ばまで確認できる〔郡名だけならば、『拾芥抄』（永仁 2〈1294〉年以前成立）および『節用集』（文安元〈1444〉～文明 6〈1474〉年）にも長岡郡が見える〕。一方、天正 18（1590）年の「栗原郡宮沢之城」を上限とし、近世史料においては長岡郡は消え、栗原郡に併合されているのである。

なお、「長岡」の地名はこの地の地形によるものとされ、西は宮沢からその尾は田尻町の東北に達している長い丘陵の意であろう。現在、「長岡」という地名は宮城県内に 2 ケ所ある。その一つは名取郡（現岩沼市長岡）に属するもので、古代の長岡郡が現在の宮城県北部であることは史料上明らかであるから、これはあたらない。もう 1 つの長岡が本遺跡に接した古川市長岡である。『和名類聚抄』によれば、長岡郡は「長岡郷」と「溺(瀧)城郷」の 2 郷より成る。したがって、長岡は郡名と同時に郷名でもある。「溺(瀧)城」は「ヌマキ」または「ヌキ」と読ませ、今、遠田郡田尻町に属し、古川市長岡および荒谷に接した沼木という所が該当するとされている^{註(3)}。

つまり、長岡郡は西に長岡郷、東に溺(瀧)城郷の 2 郷からなる小郡である。そして、長岡郡の東限と西限については、まず前者は前掲の「鬼柳文書」貞治 4（1365）年に見える「長岡郡内小野郷」の東に接する小松（現遠田郡田尻町小松）が『延喜神名帳』所載の新田郡「子松神社」および慶滋保胤『日本往生極楽記』（寛和年間〈985～987〉成立）に「陸奥国新田郡小松寺」云々とあることから、長岡丘陵の東部は新田郡として切りはなされている可能性もある。つぎに、西の境界については、下記のように考えられる。興国 6＝貞和元（1345）年 11 月 4 日北畠顕信御教書〔多田文書〕に「玉造郡内富田・三町目兩郷」とある。三町目は近世における玉造郡三丁目村（現玉造郡岩出山町三丁目）で、江合川のすぐ西にある。ところで『続紀』神護景雲 3（769）年 3 月辛巳条の「玉造郡人下毛野府見公」に見える「府見」は近世には玉造郡伏見村（現古川市伏見）で、先の三丁目の西に接している。したがって長岡郡は西を江合川によって、玉造郡と画されていることになる。

以上みてきた時、長岡郡は北の境界は不明だが、西を玉造郡、東を新田郡と接したきわめて限られた地域となるであろう。この点について、上記の中世の資料に見える「小林」「小野」「沢田」「荒谷」がいずれも、本遺跡に近接し、1 つのまとまりを示していることと、『吾妻鏡』文治

5 年 9 月条で、一応長岡郡のこととみられる「葛岡郡」が「狭小之地也」と表現されていることが対応するのかもしれない。そして、長岡郡の地域的広がりがこのように郡成立以来、狭少で一定していたとするならば、長岡郡は中世末頃に、一部、他郡に割かれたかもしれないが、大半は栗原郡に併合され、その旧長岡郡域が近世の“栗原荘”の主体をなしたとみることができるであろう。

本遺跡の周辺に地名の遺存する「小林」「小野」「沢田」「荒谷」が中世資料で長岡郡と見え、さらに現在の古川市“長岡”は長岡郡長岡郷の郡郷名と一致し、遺跡の一部に含まれている。

結局、本遺跡の所在する地は古代の長岡郡の中心である長岡郷に属するとみてさしつかえないであろう。

2

そこで、つぎには、古代の長岡郡について検討しなければならない。

長岡郡の初見資料は『続日本紀』（以下『続紀』と記す）延暦 8（789）年 8 月己亥条である。すなわち、

勅。陸奥国入_レ軍人等。今年田租。宜_レ皆免_テ之。兼給_レ復二年_一。其牡鹿。小田。新田。長岡。志太。玉造。富田。色麻。賀美。黒川等一十箇郡。与_レ賊接_レ居。不_レ可_レ同等_一。故特延_レ復年_一。とある。まず、「黒川等一十箇郡」について、検討しておく必要がある。

『類聚三代格』弘仁元(810)年 2 月 23 日官符には「黒川以北奥郡」とあることから明らかなように、黒川以北の諸郡は一定の地域的まとまりを示し、行政上の取扱いも陸奥国府の置かれた多賀城以南の諸郡とは明瞭に区分されていた。例えば、『続紀』天平勝宝 4(752)年 2 月丙寅条には、

陸奥国調庸者。多賀以北諸郡令_レ輸_レ黄金_一。其法。正丁四人一両。以南諸郡依_レ旧輸_レ布。とある。

延暦 8 年条の「黒川等一十箇郡」は「与賊接居」という理由から、特に後年を延長されている。ところが、栗原郡（神護景雲 3〈769〉年初見）・桃生郡（宝亀 2〈772〉年初見）・遠田郡（天平 9〈737〉年初見）の 3 郡はこの当時の陸奥国北部地域で、すでに史料上、建郡の事実が確認できるにもかかわらず、10 郡のうちに含まれていない。9 世紀後半以降、陸奥国北部に、海道地域には桃生城、山道地域には伊治城が設置され、それぞれ桃生郡、栗原郡を成立させたのであるが、不安定な状況下にあったことは史料上に散見する（『続紀』神護景雲 2〈768〉年 12 月丙辰条、同年 2 月丙辰条などの桃生・伊治両城への移住奨励策と宝亀 5（774）年・宝亀 11（780）年の蝦夷の反乱などに端的にうかがえる）。こののちの史料でも、『続日本後紀』承和 4(837)年 4 月癸丑条には、「又栗原賀美両郡百姓逃出者多。不_レ得_レ抑留_レ者。臣浄野商量。防_レ禍静_レ騒。

須_レ慎_レ未然_一。加以。栗原・桃生以北俘囚。控_レ弦巨多。似_レ從_レ皇化。反覆不_レ定。」とあることから、栗原・桃生両郡が騒擾状態にあり、令制郡の確立を意図しながら、不調の状態の連続であったようである。また、遠田郡の初見は『統紀』天平9(730)年4月戊午条の「差_レ田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人。遣_レ海道_一。」という記載(同延暦9(790)年5月庚午条も同様)である。このように、遠田郡の郡領自らが田夷と付加されていることをみても、遠田郡が令制郡として他と異なる扱いを受けていたことが予測される。特に、延暦8年条は租税免除に関する規定だけに、桃生・栗原・遠田3郡の令制郡としての体裁に疑問をいだかざるをえない。

この「黒川等一十箇郡」と同様の表現は『統紀』宝亀元(770)年4月癸巳条にも「陸奥国黒川・賀美等一十郡」とある。なお、黒川以北の諸郡はさらに山道・海道両地域に2分され、実際に機能し、一種の広域の行政ブロックを形成していたのである註(4)。

延暦8年条の長岡郡の初見史料に先立ち、「長岡」と見える『統紀』宝亀11(780)年2月丙午条は次のとおりである。

陸奥国言。去正月廿六日。賊入_レ長岡_一。焼_レ百姓家_一。官軍追討彼此相殺。若今不_レ早攻伐_一。恐来犯不_レ止。請三月中旬發_レ兵討_レ賊并_レ造_レ覺驚城_一置_レ兵鎮_レ戍。勅曰。夫狼子野心。不_レ顧_レ恩義_一。敢恃_レ陰阻_一。屢犯_レ辺境_一。兵雖_レ凶器_一。事不_レ獲_レ止。宜發_レ三千兵_一。以刈_レ遺孽_一。以滅_レ余燼_一。凡軍機動靜。以_レ便宜_一随_レ事。

まず、この事件の前後の情勢をみてみたい。この記事に先立ち、同2月丁酉条によれば、賊がしばしば来犯するので、軍士3千人を差発し、3・4月以降、賊地に進み、覺驚城を造りたいという陸奥国の奏言に対して、勅が下され、海道の賊は遠いが、山道の賊が居近く、来犯するのに対しては、覺驚城を造り、胆沢の地を碍ぐべしという。

したがって、宝亀11年正月、長岡の地に侵入してきた賊は山道地域に住するものであったと思われる。このことは、この直後の3月に起きた伊治公咎麻呂の乱と深く関連を有するであろう(『統紀』宝亀11年3月丁亥条)。

すなわち按察使紀広純の建議にもとづき、覺驚柵の造営が開始され、広純は牡鹿郡大領道嶋大楯と上治郡大領伊治公咎麻呂を引きつれ、伊治城に拠をおいた。しかし咎麻呂の反乱により、広純、大楯が殺害され、国府多賀城も難なく陥されているのである。

これより先、宝亀5(775)年には、造営後まもない桃生城が、海道蝦夷に攻められている。海道地域に新たな令制郡の建郡を目指し、桃生城を造営し、神護景雲元(757)年には、山道地域に同様の目的で伊治城が造営され、栗原郡が建てられたのである。しかし、「長岡」の北に位置する栗原郡が遠田・桃生両郡同様、容易に令制郡の体裁を整えることができなかったことは前述したとおりである。このような政情が、山道の賊が容易に南下し、「長岡」の地を侵し、さらに伊治公咎麻呂の乱の際、国府多賀城を難なく陥す結果を生みだしたのでないだろうか。

ところで、宝亀 11 年条の「長岡」という表現だけでは、ただちに長岡郡の初見史料とはみることとはできない^{註(5)}。しかし、もし宝亀 11 年段階で「長岡郡」が成立していない場合でも、賊が「百姓家」を焼くという記載および、「長岡」の北にはすでに栗原郡の建郡をみており、新田郡・玉造郡・志田郡などの令制郡と接する位置にあったと思われるから、「長岡」の地が宝亀 11 年当時律令国家の版図に含まれていたと考えてよいであろう^{註(6)}。その場合、「長岡」の地が上記のいずれの郡に属していたかはただちに決めがたいのである。

長岡郡についてはその後の動向を示すような古代の文献史料はみあたらず、わずかに『延喜式』『和名類聚抄』などに郡名を載せ、その存続が知られるのみである。

『延喜式』民部上の陸奥国黒川以北の郡名の記載をみると、

黒川 賀美 色麻 玉造 志太 栗原 磐井 江刺 胆沢 長岡 新田 小田 遠田 登米
桃生 気仙 牡鹿

とある。黒川～栗原まではいわゆる山道地域であり、次に磐井・江刺・胆沢の“主胆沢”地域がきて、長岡～牡鹿はいわゆる海道地域である。ところが『和名類聚抄』刊本郡部の郡名の記載は海道地域について若干記載順が異なるものの、長岡郡は『延喜民部式』同様、海道地域の先頭に記されている。しかし、同刊本郷部では、星河（黒川）・賀美・色麻・玉造・志太・長岡・栗原とあり、長岡郡は山道地域に含まれている。高山寺本も同様に山道地域に記している。このことは単なる誤記とみなすよりも、長岡郡の地理的位置が山海両道の分岐点に存在した事実を反映していると判断すべきではないだろうか。したがって、この点が、実は長岡郡が 8 世紀の陸奥国北部地域の不安定な情勢の中で、あえて 2 郷の小郡ながら建置された意義ではないかと考えられる。

3

本遺跡の所在する地は近世以降は栗原郡（現在は古川市に併合）に属しているが、中世資料では、遺跡の周囲に近接する「小林」「小野」「沢田」「荒谷」などはすべて長岡郡と見える。また、「長岡」の遺名は遺跡の南に接して位置している。本遺跡を囲む形で中世資料にみえる地名は 1 つのまとまりを示しており、近世において、栗原郡に併合されたのちも、このまとまりは“栗原荘”の主体を形成している。そして、このまとまりが「長岡郷」「瀦城郷」との 2 郷からなる「狭少之地」であることを意味しているかもしれない。

これらのことから古代の長岡郡域を完全に復元することはできないが、少なくとも、本遺跡を囲む一帯は古代末以降、中世末まで一貫して長岡郡に含まれているといえよう。さらにこの地は「長岡」の遺名を考慮した場合、古代の長岡郡のうちでも、その中心と思われる長岡郷に属するとみて大過ないであろう。

古代の長岡郡は延暦 8(789)年を初見史料とする。郡の成立時期は決めかねるものの、宝亀 11(780)年段階で、たとえ長岡郡が成立していないとしても、この地は他の令制郡(例えば、新田郡・玉造郡・志田郡など)に属していたと思われる。

一方、長岡郡一帯が 8～9 世紀にかけて、終始政情不安定な状態におかれていたことはたしかである。そして、長岡郡の地が 2 郷しかないのにもかかわらず、建郡した背景には、そうした政治情勢に加えて、9 世紀段階の陸奥国北部の山道・海道両地域の接点に位置する重要な地域であったことと無関係ではないであろう。

本遺跡は発掘調査の結果、奈良時代から平安時代にかけての古代の城柵・官衙遺跡であるとした。しかし、遺跡の一部しか発掘調査していない現段階では、遺跡の時期・規模・構造などについて、ほとんど具体的に解明していないし、その性格も明確にとらえられていない。したがって、本遺跡を古代の城柵・官衙遺跡とみた場合でも、上記の考察により、本遺跡が古代の長岡郡内に所在したであろうといえるものの、文献上にみえる具体的な城柵名などを比定することは現状では無理であろう。

註(1) 近世の宮沢城跡は現在の古川市宮沢に所在し、本遺跡の西方に位置する。その全貌は古川市宮沢在住菊地千代治氏所蔵の近世の絵図によって知られる。

註(2) この考え方は早くは岩崎綱雄『栗原郡旧地考』(弘化 4(1847))に見え、吉田東伍『大日本地名辞書』も同様な立場をとっている。

註(3) 吉田東伍『大日本地名辞書』

註(4) 拙稿「古代の白河郡について」(福島県文化財調査報告書第 54 集『関和久遺跡Ⅳ』付章) 1976 年。

註(5) この点について、邨岡良弼『日本地理志料』(明治 36 年初版)の陸奥国長岡郡の項の註として、つぎのように述べている。

宝亀十一年紀 夷賊入_レ長岡_一 焚_レ掠百姓_一 官兵討_レ之 尋築_レ覺繁城_一 以塞_レ寇道_一 盖是時建為_レ郡也

夷賊が長岡を侵したので、官兵がこれを討ち、ついで、覺繁城を築いて、寇道を塞いだ。この時に郡が成立したであろうとしている。

なお、この邨岡説について、先の「宮沢遺跡」[『宮城県文化財発掘調査略報(昭和 50 年度分)』所収 1976 年]の中では、覺繁城が長岡の地に建てられ、それを契機として長岡郡が成立したと解し、邨岡説は遺跡などに関係なく、文献史料の上からだけで唱えられたもののだけに、傾聴すべき価値があると思われるとした。しかし、上記の邨岡氏の註記から覺繁城が長岡の地に建てられたとは読みとりがたいので、ここで訂正しておきたい。また、

本報告書の本文中にも述べたように、宝亀 11 年条からだけでは、「是時建為郡也」ということも決めがたい。ただし、長岡郡の成立については、ほとんど 8 世紀半は以前とするのが一般的な見解であるなかで、邨岡説は書物の性格上、根拠を示していないが、宝亀 11 年の事件を契機として、長岡郡の建郡を考えることも可能性があるだけに、この点については今後の検討課題としておきたい。

註(6) 考古学上も本遺跡の西に位置する小林字浦越に多賀城跡第Ⅰ期(8世紀前半)の重弁蓮華文鬼板・重弁蓮華文軒丸瓦などを出す大吉山瓦窯跡がある。また、本遺跡の南東に接する、長岡字三輪田の三輪田遺跡も、遺跡の性格は不明だが、同じ多賀城跡第Ⅰ期の重弁蓮華文軒丸瓦などを出土している。したがって、これらの遺跡の存在は、本遺跡周辺の長岡の地が8世紀前半において、すでに律令国家体制に組み込まれていることを示すのであろう。